

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ジャパンM&Aソリューション株式会社	コード	9236
提出日	2024/1/30	異動（予定）日	2024/1/30
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外取締役の大山亨氏が新たに選任されたことを機に、独立役員の増員を行うため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	今崎 恭生	社外取締役	○														○		有
2	大山 亨	社外取締役	○														○	新任	有
3	五十嵐 敬喜	社外監査役	○														○		有
4	阿部 慎史	社外監査役	○														○		有
5	酒井 奈緒	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	経営に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、独立した立場から経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たすと判断し、選任しております。 当社と同氏の間特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	複数の上場企業の社外役員としての実績を積んでおられることから、その経験と幅広い見識があることから、取締役の業務執行に関する監督、助言等を期待し、監督機能を果たすことに適任であると判断し、選任しております。 当社と同氏の間特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	これまでにマクロ経済エコノミストという仕事を経験し、様々な中小企業の経営者から、中小企業の抱える経営上の課題点・問題点に関する対話・アドバイスを求められる機会が多かったため、中小企業経営の抱える課題点・問題点等を把握してきた経験があるので、客観的かつマクロ的な視点から当社のガバナンス体制及びコンプライアンス体制に対する助言・提言等することを期待し選任しております。 当社と同氏の間特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に関する監視・監督の強化に適任であると判断し、選任しております。 当社と同氏の間特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	弁護士として企業法務に精通し、法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に関する監視・監督の強化に適任であると判断し、選任しております。 当社と同氏の間特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。